

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B部における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年5月31日）及び資格取得日（昭和30年8月23日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月31日から同年8月23日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和27年7月ごろから31年5月ごろまでA社（現在は、C社）にバス乗務員として勤務し、保険料を給与から控除されていたはずであり、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和27年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、30年5月31日に喪失し、その後、同年8月23日に再度取得した記録となっており、申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、A社の継承会社であるC社が保管する労働者名簿から、申立人は、昭和27年7月23日から31年5月18日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社B部で継続して被保険者記録を有する複数の同僚が、「申立人は、在職中D職として勤務しており、その業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、その内容は申立人の主張とも一致している。

さらに、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が無い同僚が一人あり、当該同僚は、「申立人と自分はD職として同じ業務内容、勤務形態で申立期間も勤務していた。仮に申立期間に厚生年金保険料が控除されていなかったとすれば、給与支給額の変更に気が付くはずであり、被保険者記録が無いのは納得いかない。」と供述している。

以上のことから、申立人は、申立期間も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認するのが相当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和30年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和29年6月28日から35年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年6月28日に、資格喪失日に係る記録を35年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を29年6月から32年9月までは1万円、同年10月から35年8月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から35年9月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和28年4月から35年8月末まで、A社で、B業に継続して従事していたにもかかわらず、28年4月1日から29年4月1日までの被保険者記録しかない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同じ作業に従事していたとして氏名を挙げている同僚2人及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある被保険者1人の計3人の供述等から、申立人は、申立期間中も同社で、これら3人と同じく加熱炉においてB業に継続して従事していたと認められる。

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和28年4月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、29年4月1日に被保険者資格を喪失しており、申立期間については被保険者記録が無い。また、上記の同僚等3人を含む15人の被保険者は、申立人と同様、昭和29年4月以降、被保険者

資格を喪失している。

しかし、当該 15 人の被保険者は、昭和 29 年 6 月 28 日に被保険者資格を再取得していることから、上記の同僚等 3 人に、この理由を照会したところ、「昭和 29 年 4 月ごろ、原材料が確保できなくなり、1、2 か月休業した。その後、原材料が確保できたため、工場は操業を再開し、再び申立人と 24 時間 3 交代勤務で整形作業に従事した記憶がある。」としており、当時の事業主が休業に伴い、一時期、工場の従業員の被保険者資格を喪失させていたものの、操業再開に伴い被保険者資格を再取得させていたことがうかがえる。

また、当時の経理担当者に照会したところ、「同社では、当時から常勤従業員を厚生年金保険に加入させていた。操業再開時において、B 業など製造に係る各種作業に従事していた常勤従業員については、速やかに厚生年金保険の被保険者資格を再取得させた。」と供述していることから、上記の同僚等 3 人と同様に 24 時間 3 交代勤務で整形作業に従事していた申立人に、被保険者記録が無いのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 29 年 6 月 28 日から 35 年 9 月 1 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同じく 24 時間 3 交代勤務で整形作業に従事していた同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和 29 年 6 月から 32 年 9 月までは 1 万円、32 年 10 月から 35 年 8 月までは 1 万 2,000 円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 36 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に対する調査を行うことはできないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 6 月から 35 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年9月までの期間、53年4月から55年5月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年9月まで
② 昭和53年4月から55年5月まで
③ 昭和57年4月から61年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、各申立期間が未加入との回答を得た。申立期間①は母又は祖父が、申立期間②及び③は夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。各申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保有している国民年金手帳の記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間①経過後の昭和51年3月25日にA市において払い出されていることが確認できる。

また、同市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間①経過後の昭和51年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳にも初めて被保険者となった日が51年4月1日と記載されており、申立期間①は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、当時、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、具体的な加入手続の状況や納付金額等についての記憶が定かでなく詳細は

不明であり、加えて、祖父は既に死亡していることから、保険料納付等について確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人は、国民年金に昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで継続的に加入し、保険料を納付していたはずであるとしているが、国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②及び③における加入記録及び納付記録は無く、納付書が発行されず、納付することができなかったものと考えられる。

一方、同名簿によれば、申立人は、任意加入被保険者資格を昭和 55 年 6 月 27 日に取得し、57 年 4 月 1 日に喪失しており、その間の保険料を納付していることが確認できるところ、申立人又は夫が国民年金の任意加入手続及び喪失手続を行っていないにもかかわらず、A 市が同名簿にこれを記載するとは考え難い。

また、申立期間②及び③について、加入手続及び保険料納付を行ったとする夫は、具体的な納付金額及び納付方法についての記憶が定かでなく、詳細は不明である。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び55年2月から60年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和55年2月から60年7月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができないほか、A市の保管する国民年金被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立人が国民年金に加入していたことを確認することができない。

また、申立人は申立期間①の大半（昭和36年6月から39年2月まで）は、厚生年金保険に加入していたことから、この期間に国民年金に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は既に死亡しているため、加入手続等の詳細は不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人には国民年金手帳の交付を受けた記憶も無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。